

山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況

山武郡市広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき実施するものです。

令和2年12月28日

1 職員の任免及び職員の数状況

(1) 職員数の状況(4月1日現在)

単位:人

| 区分 | R1 | R2 | 増減 |
|--------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 53(1) | 51(3) | ▲2(2) |
| [条例定数] | [83人] | [83人] | [0人] |

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員数であり、外数です。

(2) 採用及び退職の状況

(令和元年度:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

単位:人

| 採用者数 | | | 退職者数 | | | | | | |
|------|------|----|------|------|------|------|-----|----|--|
| 新規採用 | 中途採用 | 合計 | 定年退職 | 普通退職 | 勸奨退職 | 死亡退職 | その他 | 合計 | |
| 4 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | |

(3) 年齢別職員構成(令和2年4月1日現在)

単位:人

| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----|
| 職員数 | 6 | 6 | 5 | 6 | 2 | 3 | 3 | 8 | 5 | 3 | 1 | 6 | 54 |

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、企業長は除きます。

(4) 級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|---------------|-----|-------|
| 8級 | 事務局長・次長・技監 | 1人 | 1.9% |
| 7級 | 課長・主幹 | 5人 | 9.2% |
| 6級 | 課長補佐・副主幹 | 5人 | 9.2% |
| 5級 | 班長・主査 | 9人 | 16.7% |
| 4級 | 主査補 | 7人 | 13.0% |
| 3級 | 副主査・主任主事・主任技師 | 8人 | 14.8% |
| 2級 | 主事・技師 | 3人 | 5.6% |
| 1級 | 主事補・技師補 | 16人 | 29.6% |
| 計 | | 54人 | 100% |

(注)山武郡市広域水道企業団の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務については定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされています。

当企業団では、地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)に伴い人事評価制度の見直しを行い、職務を遂行する中で職員が発揮した能力の程度と職員があらかじめ設定した業務目標の達成度について評価を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況

令和元年度決算

(単位:千円)

| 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率B/A |
|-----------|---------------|------------|-----------------------|
| 4,496,457 | 333,845 | 291,446 | 6.48 % |

(注)職員給与費は、法定福利費(共済組合負担金等)を含めた額です。

令和2年度予算

(単位:千円)

| 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たり給与費 B/A |
|----------|---------|--------|---------|---------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計B | |
| 56人 | 188,148 | 35,504 | 78,804 | 302,456 | 5,401 |

(注)給与費は、当初予算に計上された額です。

職員手当には、退職手当を含みません。

(2)職員の平均年齢及び平均給与額の状況

| 項目 | 平均年齢 | 平均給与月額 | 平均給料月額 | 諸手当 |
|-------------|--------|-----------|-----------|----------|
| | | | | |
| 令和2年4月1日現在 | 38歳 5月 | 330,820 円 | 280,773 円 | 50,048 円 |
| 平成31年4月1日現在 | 39歳 1月 | 343,676 円 | 291,011 円 | 52,666 円 |

注) 平均給与月額には法定福利費を含みません。

諸手当には期末、勤勉手当を含みません。

(3)職員の手当の状況

①期末・勤勉手当

| | | |
|--------------------|---------------------|---------|
| 1人当たり平均支給年額(令和元年度) | 1,412 千円 | |
| 令和元年度支給割合 | 期末手当 | 2.60 月分 |
| | 勤勉手当 | 1.9 月分 |
| 加算措置の状況 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 有 |

②退職手当(令和元年4月1月現在)

| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
|-------|------------|--------------|
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |

(注)退職手当は、当企業団が加入している千葉県市町村総合事務組合から支給されます。

③地域手当

| | |
|--------------------------|-----------|
| 支給実績(令和元年度決算) | 11,099 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算) | 205,537 円 |
| 支給率 | 支給対象職員 |
| 5.6% | 54人 |

④特殊勤務手当

| 区 分 | | 全 職 種 |
|----------------------------|-------------------------------|--------------|
| 支給実績(令和元年度決算) | | 149,000 円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算) | | 2,759 円 |
| 手当の種類(手当数) | | 2 種類 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度決算) | | 33.3 % |
| 手当の名称 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 電気主任技術者手当 | 電気主任技術者に任命されその職務に従事する職員 | 7,000円/月 |
| 出勤手当 | 勤務時間外の突発的事故に対処するため自宅等から出勤した職員 | 1,000円/日 |

⑤時間外勤務手当(令和元年度決算)

| | |
|-----------------|-----------|
| 支給実績 | 8,714 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | 212,548 円 |

⑥その他の手当(令和2年4月1月現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (令和元年度決算) | 支給対象職員1人当たり平均 支給年額(令和元年度決算) |
|------------|--|-------------------|--------------------------------|
| 管理職手当 | ○管理又は監督の地位にある職員 8級 …… 1種 70,100円 2種 61,100円 7級 …… 3種 53,100円 4種 44,300円 6級 …… 5種 33,200円 | 6,944 千円 | 534,123 円 |
| 扶養手当 | ○配偶者 6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 1人 10,000円 子以外 1人 6,500円 16～22歳の子の1人5,000円加算 | 4,856 千円 | 242,800 円 |
| 住居手当 | ○借家・借間の居住者 (家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 | 1,219 千円 | 243,880 円 |
| 通勤手当 | ○電車・バスを利用する場合 定期券は1ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～33,100円を支給する | 5,951 千円 | 112,289 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | ○管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合に支給 ○管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 | 841 千円 | 64,692 円 |
| 休日勤務手当 | ○祝日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 | 436 千円 | 10,641 円 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況について

| 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|------|-------|-------------|
| 8:30 | 17:15 | 12:00~13:00 |

(2) 休暇・休業制度

① 有給休暇

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|--|---|
| 年次休暇 | 1年につき最高20日付与される休暇 (20日を限度として翌年に繰越すことが可能) | 1暦年につき20日 |
| 療養休暇 | 職員が任命権者の承認を得て、負傷又は疾病のため療養する場合に、医師の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇 | 公務上の負傷又は疾病の場合は、その療養に必要な期間、結核性疾患の場合は、1年以内でその療養に必要な期間、その他の負傷又は疾病の場合は、90日を超えない範囲内でその療養に必要な期間 |
| 特別休暇 | 職員が任命権者の承認を得て、忌引、結婚、交通機関の事故その他の特別の事由により付与される休暇 | 必要と認める期間 |

② 無給休暇・休業

| 種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|------|---|----------------------------------|
| 介護休暇 | 職員が任命権者の承認を得て、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子等の介護をするために付与される休暇 | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内 |
| 育児休業 | 職員が任命権者の承認を得て、子の養育のため付与される休暇 | 子が満3歳になる日の前日 (期間中は無給) |
| 部分休業 | 職員が任命権者の承認を得て、子の養育のため時間単位で付与される休暇 | 小学校就学の始期に達するまで (1日2時間内、時間分減額) |

5 職員の休業に関する状況(令和元年度)

(1) 育児休業及び部分休業の状況について(令和元年度)

| | 育児休業 取得者数 | うち両休業 取得者数 | |
|------|--------------|---------------|--------------|
| | | うち両休業 取得者数 | 部分休業 取得者数 |
| 男性職員 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 女性職員 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 0人 | 0人 | 0人 |

6 職員の分限及び懲戒の状況(令和元年度)

(1) 職員の分限処分の状況について

| 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|----|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |

(2) 職員の懲戒処分の状況について

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|----|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

7 職員のサービスの状況(令和元年)

(1) 年次休暇の状況について

| 平均使用日数 | 消化率 |
|--------|-------|
| 13.25 | 36.00 |

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)により、退職管理の適正を確保するため、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制等が導入されました。

当企業団では、法の定めに従い、職員の退職管理の適正化に取り組んでまいります。

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、山武郡市広域行政組合、日本水道協会及び千葉県自治研修センターなど、外部機関が実施する研修に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和元年度)

(1) 山武郡市広域水道企業団職員互助会について

職員の健康、福利厚生を図るため、職員互助会(会員数 54名)で各種事業を実施しています。
また、運営費の公費負担については、毎年度見直しを実施しています。

○運営費内訳(一人当たりの年額)

| 項目 | H30 | R01 | 増減 |
|------------|----------|----------|---------|
| 会員会費(個人負担) | 15,600 円 | 15,600 円 | 0 円 |
| 公費負担 | 3,000 円 | 2,700 円 | ▲ 300 円 |

○職員互助会の事業概要

| | |
|--|--|
| <p>1 慶弔事給付</p> <p>(1) 慶事</p> <p>①会員の結婚 20,000円</p> <p>②会員(配偶者)の出産 10,000円</p> <p>③会員の子が小学校、中学校、高等学校に入学 5,000円</p> <p>④会員が20年以上企業団職員として良好に勤務したとき 20,000円</p> <p>(2) 弔事</p> <p>①会員の死亡 50,000円</p> <p>②配偶者の死亡 30,000円</p> <p>③会員と一親等の者及び会員と同居の親族の者が死亡 10,000円</p> | <p>2 餞別金給付</p> <p>①会員期間1年未満 5,000円</p> <p>②会員期間1年以上10年未満 10,000円</p> <p>③会員期間10年以上20年未満 15,000円</p> <p>④会員期間20年以上 20,000円</p> <p>3 見舞金給付</p> <p>①会員が病気で入院及び入院に至らないまでも10日以上静養を必要としたとき 10,000円</p> <p>②会員が不時の災害を受けたとき</p> <p>・住宅半壊以上 30,000円</p> <p>・その他 10,000円</p> |
|--|--|

(2) 千葉県市町村職員互助会について

千葉県市町村職員共済組合の補完事業を行うため組織され、会員数 55,835名(うち当企業団は53名)

○主な事業の概要

出産費助成・育児休暇助成・介護休暇助成金給付事業など

○令和元年度の掛金率及び負担金率

| | | |
|------------------------------------|------|----------|
| ①個人の掛金率 : 標準報酬月額(1人当たり) × 3.6/1000 | 1人平均 | 1,204円/年 |
| ②企業団負担金率: 標準報酬月額(各会計科目) × 3.6/1000 | 1人平均 | 1,204円/年 |

(3) 労働安全衛生

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、産業医、衛生管理者を選任し、衛生委員会の運営を行っています。

また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため定期健康診断を実施しています。